

昨夜降った雪が屋根に  
薄っすら残る寒い日の午  
前、「はい、こちら企業  
の労働110番です」。

電話の主は、ある喫茶  
店のマスターでした。『当店の66歳パート社

ら良いか分からないので、  
教えて頂きたい』とのご  
相談でした。

従来の雇用保険の制度  
は、労働条件が週所定労  
働時間20時間以上かつ31  
日以上の雇用見込み等の  
要件を満たす

場合に適用さ  
れていました

が、令和4年  
1月1日より、  
雇用保険マル  
チジョブホル  
ダー制度が新  
設され、労働  
者が次の要件  
をすべて満た  
し、かつ本人  
の希望により、  
ハローワーク  
へ原則、本人  
が申出て雇用  
保険の被保険  
者となること  
ができるようにな  
りました。

の所定労働時間が5時間  
以上20時間未満)の労働  
時間を合計して1週間の  
所定労働時間が20時間以  
上であること。  
③2つの事業所のそれ  
ぞれの雇用見込みが31日  
以上であること。

であり、申出を行つた

日から特例的に雇用保険  
の被保険者(マルチ高年  
齢者)へ

ます。

片方のみ離職し基本手

当を受ける場合、離職し

た会社のみの給与で賃金

額が算定され、算定対

象期間は1年間の内、被

保険者期間が通算して6

か月以上必要であり、被

保険者期間の算定は、1

か月の間に基礎日数が11

日以上又は労働時間80時

間以上等の要件が必要

になります。給付金の

額は、高年齢被保険者

と同じく被保険者であ

った期間が、1年未満

は、30日。1年以上は、

50日となっています。

事業所を3社以上に

雇用されている場合な

ど要件によつて喪失の

手続きも変わってきま

す。

御社の場合は、個人事

業主であり労働者もパ

ート社員2名の為、今まで

労働保険は労災のみ加入

していましたが、今後その方が

労働保険になりません。

イラスト・木村武司

員より、雇用保険の被保  
險者の取得手続きをする  
予定であると相談があり  
ました。その社員の労働  
時間は、週10時間である  
ため被保険者になれない  
と思うのだが、どうした

①複数の事業所に雇用  
される65歳以上の労働者  
であること  
②2つの事業所(1つ  
の事業所における1週間



(一社)名北労働基準協会 労働保険部  
特定社会保険労務士 大西 真由美

## 「ちうる企業の労働110番」です



「当店の66歳パート社

## 雇用保険マルチジョブホルダー制度新設に伴う事業所の対応

1月1日より、雇用保険マルチジョブホルダー制度が新設され、労働者が次の要件をすべて満たし、かつ本人の希望により、ハローワークへ原則、本人が申出て雇用保険の被保険者となること

ができるようになります。加入後は、通常の雇用保険の被保険者と同様に任意脱退はできません。また、他にも育児休業給付や介護休業給付、教育訓練給付等も対象になりました。事業所における1週間

の事業所に雇用される65歳以上の労働者であることを満たす。

業主であり労働者もパート社員2名の為、今まで

労働保険は労災のみ加入

していましたが、今後その方が

労働保険になりますので

雇用保険の成立手続きをしなければなりません。

また、マルチ高年齢被

保険者の資格を取得した日から雇用保険料の納付義務が発生するため、総支給額の1000分の3を労働者が負担し、100分の6を会社が負担しなければなりません。もちろん、もう一つの事業所に對しても労使とも同じよう雇用保険料の納付義務が発生します。

そのパート社員が御社に申出を行つたことを理由として、解雇や雇止め、労働条件の不利益変更など、不利益な取扱いを行うことは法律上禁止されています。例えば、解雇した場合、労働紛争になり慰謝料や解決までの給与支払い、会社の信用にも影響が出る可能性も出

てきます。

最後に、この制度は、65歳以上の労働者に限定して試行実施され、その効果等、施行後5年を途中に検証することになります。

また、他にも育児休業給付や介護休業給付、教育訓練給付等も対象になりました。事業所における1週間

の事業所に雇用される65歳以上の労働者であることを満たす。

業主であり労働者もパート社員2名の為、今まで

労働保険は労災のみ加入

していましたが、今後その方が

労働保険になりますので

雇用保険の成立手続きを

しなければなりません。

また、マルチ高年齢被

保険者の取得手続きをする予定であると相談がありました。その社員の労働時間は、週10時間であるため被保険者になれないと思うのだが、どうした

①複数の事業所に雇用される65歳以上の労働者であること  
②2つの事業所(1つ

の事業所における1週間

の事業所に雇用される65歳以上の労働者であることを満たす。

業主であり労働者もパート社員2名の為、今まで

労働保険は労災のみ加入

していましたが、今後その方が

労働保険になりますので

雇用保険の成立手続きを

しなければなりません。

また、マルチ高年齢被